

平成18年第2回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その1)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
110	18. 5. 31	義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願	中原区 川崎市教職員組合 ほか119名	鑄 木 茂 哉 玉 井 信 重 本 間 悦 雄 竹 間 幸 一 佐々木 由美子 猪 股 美 恵	平成19(2007)年度の国家予算編成に当たり、貴市議会として、次のとおり関係大臣あてに意見書を提出されますようお願いします。 1 義務教育に係る予算については、地方への負担転嫁をせず、国による財源確保をすること。また、対象経費の見直し、全額一般財源化や、教職員の給与費等の一方的な政令市移譲など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。 2 義務教育費の教科書無償制度を堅持し、保護者の教育費負担軽減を図ること。 3 ゆとりある豊かな教育を実現するために、学級編成基準の改善、30人以下学級などの少人数学級の実現(特に小学校1年生への措置)、小学校における専科教員の配置、中学校における免許外教科担任制度の解消、小規模校の定数改善等の予算を充実すること。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
111	18. 6. 5	障害者自立支援法における地域生活支援事業の内容充実に関する請願	宮前区 川崎市視力障害者福祉協会	伊藤 弘 飯塚 正良 河野 忠正 西村 英二 前田 絹子 猪股 美恵	<p>1 移動支援について</p> <p>次の諸点に十分に配慮し、実施してください。</p> <p>(1)利用目的に関しては、原則として制限しないこと又は制限の大幅緩和をしてください。</p> <p>(2)利用者負担については、移動支援の利用が実質的に制限されないよう利用者の所得状況を十分に配慮し、また、ホームヘルプと移動支援の利用者負担額を合算する「総合上限制」を設定してください。</p> <p>2 日常生活用具について</p> <p>(1)日常生活用具の給付を実質的に利用できなくなる事態を招かないように、利用者の所得状況を十分に配慮した内容としてください。</p> <p>(2)音声ソフト利用のパソコンなどを日常生活用具として市独自に追加指定してください。</p> <p>3 手続き及び制度広報について</p> <p>(1)視覚障害者が利用しやすいよう、移動支援事業の手続きを工夫してください。</p> <p>(2)10月からの地域生活支援事業の内容と手続きについて、わかりやすい資料を早めに、点字資料及び音声録音資料で提供してください。</p>	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
112	18. 6. 5	川崎市視力障害者福祉協会の使用する事務所の整備に関する請願	宮前区 川崎市視力障害者福祉協会	伊藤 弘 飯塚 正良 河野 忠正 西村 英二 佐々木 由美子 猪股 美恵	本市における今後の視覚障害者福祉の充実発展の観点から、本会の行う連絡等の業務のための事務所を整備し、本会に供与していただきたく、請願します。	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
113	18. 6. 7	厚生労働省方針並びに全国社会福祉協議会運営方針に反し、他都市にも例を見ない、川崎市の日常金銭管理サービス料を生活保護受給者から徴収する制度変更の是正を求めることに関する請願	川崎区 川崎市社会保障推進協議会	潮田 智信 佐々木 由美子 猪股 美恵 井口 真美	<p>市は、平成18年（2006年）4月から、地域福祉権利擁護事業の日常金銭管理サービス料（月額2,500円）を生活保護受給者から徴収することを決めました。</p> <p>生活保護受給者に対する福祉サービス利用援助についての利用料は厚生労働省並びに全国社会福祉協議会の方針で「公費負担として、国庫補助の対象」となっているものです。</p> <p>このように国の制度で国庫補助の対象となっているものをあえて利用しないで、生活保護受給者から利用料を徴収することは、法の下での平等に反することであり、他都市にも例を見ない全く道理のないものです。</p> <p>つきましては、次のことを請願します。</p> <p>1 地域福祉権利擁護事業の日常的な金銭管理サービス利用料について、国の補助制度を活用し、生活保護世帯への減免制度を復活させること。</p>	健康福祉委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
132	18. 5. 1	川崎市関連施設全面禁煙を規定する罰則付条例制定に関する陳情	中原区 嫌煙権確立をめざす 人びとの会	<p>川崎市では、いちおう市庁舎は分煙となっているものの、館内に喫煙所があるため空気がよどんでいます。その他の施設では、分煙となっているところが多いものの、十分とはいえない状況です。</p> <p>ついては、次のことを、陳情します。</p> <p>1 川崎市関連施設全面禁煙を条例で制定してください。 条例による禁煙規定により、市民への禁煙に関する啓発をお願いします。</p> <p>2 禁煙場所において喫煙した者への罰則規定を盛り込んでください。 禁煙徹底のため、路上喫煙禁止と同様の罰則規定を設けてください。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
133	18. 5. 16	安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情	横浜市保土ヶ谷区 神奈川県医療労働組合 連合会	<p>医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。</p> <p>しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。</p> <p>つきましては、次の事項につき、国に対する意見書を提出していただきますよう、陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員してください。 2 看護職員の配置基準を、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善してください。 3 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等を改正してください。 	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
134	18. 6. 5	成人ぜんそく患者の医療費無料化を求める陳情	川崎区 川崎から公害をなくす会	<p>今議会に、「議案第90号 川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の制定について」が提出されています。本条例案には見過ごすことのできない問題を含んでいると考えます。</p> <p>よって、次の項目につき、改善を図られるよう陳情します。</p> <p>1 先の川崎公害訴訟判決は、被告企業や国・首都高速道路公団並びに県・市の責任を認め、現在もなお大気汚染が続いていること等を認めました。よって、条例の基本性格は、公害発生責任を問わない「総合アレルギー対策」ではなく、公害医療制度として制定してください。</p> <p>2 医療費の本人一部負担を、設けることはやめてください。また、川崎区と幸区の患者について、引き続き無料とする措置を進めてください。</p> <p>3 予防・治療・検査等の全般にわたって、医療費の助成がなされるようにしてください。なお、喫煙者へ禁煙指導は当然進めるべきですが、条文に規定することは、制度上なじまないと考えます。</p> <p>4 国に対し、公害指定地域を復活し、新たに二酸化窒素等を指標とする公害病患者の救済制度の拡充を求めてください。</p>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
135	18. 6. 5	新たに建築される中原消防署の上部施設に関する陳情	<p>中原区 中小企業婦人会館に替 わる施設を希望する会 ほか576名</p>	<p>中原区新丸子東3丁目に建設される中原消防署の予定地は、武蔵小杉再開発地域の中心にあたり、市の想定で1万5千人の人口増が予定されています。</p> <p>一方公共施設は、中原市民館がグランド地区内に設置が予定されていますが、これとて、平成25年頃には取り壊しになる現在の中原市民館の代替施設で、既存のものより狭くなることが予想されます。</p> <p>現在その利便性から、市民に大いに利用されている、中小企業婦人会館は、今回の再開発により今年度いっぱい取り壊され、市当局によれば、総合自治会館やエポック中原がその代替とされていますが、いずれの施設もこの地域から近いとはいえません。</p> <p>新しく増える市民と、旧来よりこの地域に居住する市民のために、またその交流のためにも、閉鎖される中小企業婦人会館にかわる施設を中原消防署の上部に建設して下さるようお願いします。</p>	市民委員会